



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 ハビックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 敏之
(J A S D A Q コード番号 : 3 8 9 5)
問合せ先 取締役経営企画部長 福村 大介
電話 058-296-3911 (代)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 65 期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告閲覧の利便性の向上および費用削減を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるため、現行定款第 5 条につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、会社の意思決定を円滑に行うため、会社法第 206 条の 2 第 5 項および第 244 条の 2 第 6 項に基づき、株主総会の決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものであります(変更案第 15 条第 2 項)。
- (3) 会社の意思決定を円滑に行うため、会社法第 309 条第 2 項に基づき、株主総会の特別決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものであります(変更案第 15 条第 3 項)。
- (4) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できる旨の規定を新設するものであります(変更案第 18 条)。
- (5) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を新設するものであります(変更案第 29 条第 1 項、第 40 条第 1 項)。
なお、変更案第 29 条第 1 項については各監査役の同意を得ております。
- (6) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) の施行に伴い、取締役および監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するとともに(変更案第 29 条第 2 項)、監査役との間で責任限定契約を締結できるよう現行定款第 37 条につき所要の変更を行うものであります(変更案第 40 条第 2 項)。なお、変更案第 29 条第 2 項については各監査役の同意を得ております。
- (7) その他、条数の変更、条文の移設、表現の変更等を行い、定款整備を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して<u>する</u>。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヵ月以内</u>に招集し、臨時株主総会は、<u>必要のある</u>ときに随時招集する。</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告<u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使<u>することができる株主の議決権の過半数を</u>もって行う。</p> <p><u>2. 会社法第206条の2第5項および第244条の2第6項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を</u>もって行う。</p> <p><u>3. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を</u>もって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>第 16 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条～第 20 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p><u>第 21 条</u> 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p><u>3.</u> 当社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>4.</u> 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第 23 条</u> 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 16 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 18 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>条数の繰り下げ 第 19 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第 23 条</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 24 条</u></p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第 28 条</u> 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>第 24 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>条数の繰り下げ 第 25 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 29 条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>第 27 条～第 31 条 (条文省略)</p>	<p>条数の繰り下げ 第 30 条～第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>第 32 条 (条文省略)</p>	<p><u>第 39 条へ移設</u> (現行どおり)</p>
<p>第 33 条～第 36 条 (条文省略)</p>	<p>条数の繰り下げ 第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任限定)</p> <p><u>第 37 条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 40 条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 38 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p>条数の繰り下げ 第 41 条～第 42 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度および決算期)</p> <p><u>第40条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>事業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>第41条～第43条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第43条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>条数の繰り下げ 第44条～第46条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第8条の変更は、平成26年2月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(単元株式数)</u></p> <p><u>第8条</u> <u>当社の単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p><u>2. 本条は、第8条の変更の効力発生日をもって削除する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

平成27年6月25日
平成27年6月25日

以 上